平成２９年（フ）第３２４９号
大阪府八尾市北本町３丁目７番18―201号、前住所大阪府八尾市萱振町１丁目113番地の１
債務者　濵田　達哉
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５０号
大阪府八尾市北本町３丁目７番18―201号、前住所大阪府八尾市萱振町１丁目113番地の１
債務者　濵田　亜紀
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２６０号
大阪府豊中市蛍池中町１丁目13番３号、前住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目12番10号
債務者　東　知恵子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２７６号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目７番３号
債務者　高田　竜男
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目14番24号　ヒラノハイツ104
債務者　安東裕恵こと　權　　裕恵
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８８号
大阪府豊中市浜１丁目24番25―207号
債務者　束田　康博
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０３号
大阪府茨木市園田町18番21号
債務者　渡邉　泰子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３０６号
大阪府東大阪市東石切町６丁目７番８号　加藤ハイツ103号
債務者　大舘　茂雄
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３３０号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番13号　エンゼルハイム　501、前住所大阪府和泉市内田町１丁目８番24―603号
債務者　竹尾　　哲
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９２号
福岡県春日市千歳町３丁目37番地　千歳ハイツ101号
債務者　小西　一彦
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０５号
福岡市西区今宿東１丁目９番23―506号
債務者　舛添新太郎
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１１１号
福岡市城南区別府５丁目８番５号
債務者　田中真樹巳
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４号
北海道美唄市東５条北１丁目３番13号
債務者　髙橋　敏昭
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１０４１号
福岡市南区曰佐１丁目13番21号
債務者　森山　富代
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０６８号
福岡市東区青葉７丁目38番11―302号
債務者　福岡　仁美
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７６号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木738番地１　クレイノラカンパーニュ108号
債務者　北川　　祥
1　決定年月日時　平成29年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８０号
福岡市早良区祖原17番８号
債務者　吉田はるみ
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部